

平成21年10月1日から

# 飼い犬・飼いねこの引取りには 手数料が必要になります

飼い主責任の明確化や安易な引取りの防止、  
受益者負担等の観点から、手数料が必要になりました。

引取りを求める前に、命の大切さと飼い主の責任を  
もう一度よく考えてください。

- どうしても飼い続ける  
ことはできませんか？
- 他で飼ってもらえる  
ところはありませんか？
- 家族全員で  
話し合いましたか？
- 引取られた犬やねこが  
その後どうなるかご存知ですか？

## 手数料

### 犬の場合

91日齢以上(30kg以上) — 3,500円  
" (30kg未満) — 2,500円  
91日齢未満 — 500円

### ねこの場合

91日齢以上 — 2,500円  
91日齢未満 — 500円

## 動物を捨てることは犯罪です！

飼っている動物を捨てることは、「動物  
の愛護及び管理に関する法律」で禁止  
されています。

違反すると、最大 50 万円の罰金が科  
せられます。

## お問い合わせ・ご相談

沖縄本島・周辺離島	動物愛護管理センター	南城市大里字大里 2000 番地	TEL: 098-945-3043	FAX: 098-945-0224
宮古地区	宮古福祉保健所 生活環境班	宮古島市平良東仲宗根 476	TEL: 0980-72-3501	FAX: 0980-72-8446
八重山地区	八重山福祉保健所 生活環境班	石垣市真栄里 438	TEL: 0980-82-3243	FAX: 0980-83-0474